

秩父市立病院建設計画策定委員会条例

令和6年6月26日

条例第18号

改正 令和7年6月26日条例第22号

(設置)

第1条 秩父地域で求められる医療体制に柔軟に対応できる病院機能の維持を目的とした新たな秩父市立病院（以下「市立病院」という。）の建設に関し必要な事項を調査審議するため、秩父市立病院建設計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市立病院建設に係る課題及び検討事項に関すること。
- (2) 市立病院建設に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 秩父郡市内において医療に従事する団体を代表する者
- (3) 市内の関係機関を代表する者
- (4) 市議会議員
- (5) 公募による市民
- (6) 市立病院の医療従事者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、その委嘱又は任命の日から当該委員の委嘱又は任命に係る当該事項に関する調査審議が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健医療部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。
別表第1中第57号を第58号とし、第50号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第49号の次に次のように加える。

50 市立病院建設計画策定委員会 委員	委員長	日額	6,800円
	委員	〃	6,400円

附 則（令和7年6月26日条例第22号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 秩父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年秩父市条例第50号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項に次の1号を加える。
(11) 市立病院建設計画策定委員会委員